

調整指数表

調整指数の加算は、基準指数に対して行い、保護者からの申請に基づき、条件を確認できる書類を提出された場合に適用する。

項目	番号	条件	指数	採点		
				母	父	
加算指数	個人加算	就労状況	1 市外の認可保育所、地域型保育、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設(設置届出済のものに限る)に保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師のいずれかとして、月20日以上、1日6時間以上の勤務をする場合 ※1	2		
			2 市内の認可保育所、地域型保育、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設(設置届出済のものに限る)に保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師のいずれかとして、月20日以上、1日6時間以上の勤務をする場合 ※1	20		
		家庭状況	3 同居者なしの母子(または父子)世帯で、就労(または就学・技能習得)を継続しているかまたは内定している場合	5		
			4 保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合(基準日時時点で保育所等に在園している場合や出産要件での入所申込の場合を除く) ※2	1		
	5 生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合		5			
	6 父母のひとりが不存在(死亡、離婚、未婚など)の場合		10			
	7 父母の両方が不存在(死亡、行方不明など)の場合		12			
	8 父母のひとりが単身赴任、長期入院等により長期不在の場合		3			
	9 子ども(4月1日現在18歳未満)が3人以上いる場合(3人を超える場合は、1人に対し1点加算)		1			
	障がい	10 祖父母が同居していない、もしくは同居しているが就労、疾病、介護対象者等である場合(証明書等が必要)	1			
		11 保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳(みどりの手帳等)○A～Bの1つに該当する場合※3	3			
		12 保護者が視聴覚もしくは言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合※3	2			
		13 保護者が常時病臥、精神的、感染症で居宅療養している場合※3	2			
	世帯加算	14 同一世帯内に身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳(みどりの手帳等)○A～Cを持っている者がいる世帯(保護者及び入所申込児童は除く)	1			
		児童の状況	15 兄弟姉妹が保育所、地域型保育、認定こども園(保育認定)、認定こども園(教育認定)・幼稚園(就労等保育認定に該当する事由のため預託している場合に限る)、認可保育施設に併設する認可外保育施設に在園している場合(新年度選考時は、卒園予定児を除く)又は兄弟姉妹が同時に2人以上の申込をしている場合 ※3	2		
			16 多胎児が同時に申込をしている場合※3	4		
			17 兄弟姉妹が別施設のため同一施設に移行するために転所希望をする場合※3	5		
		18 地域型保育または2歳児クラスまでの保育所を入所期間満了で卒園する場合※3	20			
		19 認可外保育施設(幼稚園等含む)に就労等保育認定で月64時間以上の預託をしている場合 (育児休業取得中の場合は対象外)	3			
		20 認可外保育施設(幼稚園等含む)に就労等保育認定で月64時間以上の預託をしている場合 (育児休業取得中の場合は対象外)	1			
	21 転入に伴い、市外認可保育所、地域型保育、認定こども園(保育認定に限る)を退所して、市内認可保育所等に転所を希望する場合 ※ただし、転入前の保育所等の継続利用を希望する場合は適用しない	3				
減算指数	個人減算	就労 22 就労実績が1か月に満たない場合(就労実績未記入の場合を含む) ※ただし、従前の勤務実績(2か月以内)があり、就労状況が継続していると判断できる場合には適用しない(証明書等が必要)	▲2			
		23 保育所、地域型保育、認定こども園(保育認定)の入所承諾後に入所申請を取下げた場合又は入所承諾を辞退した場合 ※取下げ、辞退をした年度の末まで適用	▲2			
	世帯減算	24 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる	▲40			
		同居祖父母等 25 同居している65歳未満の保護者の父母等が無職、求職中又は64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く)	▲10			
		滞納	26 在園児または卒園児が3か月以上保育料を滞納している場合	▲5		
			27 在園児または卒園児が6か月以上保育料を滞納している場合	▲10		
			28 保育料の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	▲20		
		広域入所	29 市外在住者(転入予定者は除く)で、勤務地が市内の場合 ※4	▲5		
			30 市外在住者(転入予定者は除く)で、勤務地が市外の場合 ※4	▲15		
		その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)等の特殊事情			

※1 番号1、2は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加点する。ただし、転園を希望する場合には加算しないものとする。

※2 育児・介護休業法に基づく育児休業が加点対象となる。

※3 番号11～14、15～17、17～18、19～20は、それぞれ重複して加算しないものとする。

※4 転入予定者とは

入所希望月の前月末日までに八潮市へ転入していること。

ただし、毎年4月入所に限り、**自己の責めに帰さない事由により**、4月中の転入となってしまう場合は、転入予定者として扱う。

(不動産売買契約書等の、不動産の引渡し日・転入日がわかる書類が必要)

■利用調整指数について(例)

- 父が月20日以上1日8時間以上の就労をしている場合……基準指数20
- 母が月16日以上1日6時間以上の就労をしている場合……基準指数16
- 祖父母が同居していない場合……調整指数 1
- 兄弟姉妹が保育所に在園している場合……調整指数 2

$$\text{基準指数} + \text{調整指数} = \text{合計指数(試算)}$$

$$20 + 16 + 1 + 2 = 39\text{点となる。}$$

※調整指数の減点により、利用調整指数がマイナスとなる場合につきましては、0点とする。

■入所の選考について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合には、利用調整を行う。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定する。